

「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」新旧対照表

2024年1月1日

旧	新
<p style="text-align: center;">未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款</p> <p>第3条(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)</p> <p>未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第14条から第16条、第18条及び第24条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(お客様がその年の1月1日において18歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>第8条(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)</p> <p>(中略)</p> <p>② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第16条第2号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われぬものに限ります。)又は贈与をしないこと</p>	<p style="text-align: center;">未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款</p> <p>第3条(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)</p> <p>未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第15条から第17条、第19条及び第25条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(お客様がその年の1月1日において18歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>第8条(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)</p> <p>(中略)</p> <p>② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第17条第2号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われぬものに限ります。)又は贈与をしないこと</p>

旧	新
<p>(新設)</p> <p>第 11 条(出国時の取扱い) (略)</p> <p>第 12 条(課税未成年者口座の設定) (略)</p> <p>第 13 条(課税管理勘定における処理) (略)</p> <p>第 14 条(譲渡の方法) (略)</p> <p>第 15 条(課税管理勘定での管理)</p>	<p><u>第 11 条(継続管理勘定等への移管)</u> <u>非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。</u> <u>2 前項の場合において、お客様が、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 3 号に規定する書面を5年経過日の属する年の当社が別に定める期限までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座又は一般口座に移管いたします。</u></p> <p>第 12 条(出国時の取扱い) (略)</p> <p>第 13 条(課税未成年者口座の設定) (略)</p> <p>第 14 条(課税管理勘定における処理) (略)</p> <p>第 15 条(譲渡の方法) (略)</p> <p>第 16 条(課税管理勘定での管理)</p>

旧	新
<p>(略)</p> <p>第 16 条(課税管理勘定の金銭等の管理) (中略)</p> <p>② 当該上場株式等の第 14 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われぬものに限ります。)又は贈与をしないこと</p> <p>第 17 条(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止) 第 15 条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>第 18 条(重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合) (略)</p> <p>第 19 条(出国時の取扱い) (略)</p> <p>第 20 条(課税未成年者口座への入出金処理) お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法に</p>	<p>(略)</p> <p>第 17 条(課税管理勘定の金銭等の管理) (略)</p> <p>② 当該上場株式等の第 15 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われぬものに限ります。)又は贈与をしないこと</p> <p>第 18 条(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止) 第 16 条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>第 19 条(重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合) (略)</p> <p>第 20 条(出国時の取扱い) (略)</p> <p>第 21 条(課税未成年者口座への入出金処理) お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法による</p>

旧	新
<p>よることといたします。 (中略)</p> <p><u>③ 現金での入金(依頼人がお客様又はお客様の法定代理人である場合に限ります。)</u></p> <p>2 お客様が未成年者口座又は課税未成年者口座から出金又は証券の移管(以下この条において「出金等」といいます。)を行う場合には、次に定める取扱いとなります。 (中略)</p> <p><u>② 現金での引出(窓口で行うものに限ります。)</u></p> <p>第 21 条(代理人による取引の届出) (略)</p> <p>第 22 条(法定代理人の変更) (略)</p> <p>第 23 条(取引残高の通知) お客様が 15 歳に達した場合には、<u>当社は未成年者口座及び課税未成年者口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。</u></p> <p>第 24 条(未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示) お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等(未成年者口座への受入れである場合には、第 3 条</p>	<p>ことといたします。 (中略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2 お客様が未成年者口座又は課税未成年者口座から出金又は証券の移管(以下この条において「出金等」といいます。)を行う場合には、次に定める取扱いとなります。 (中略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第 22 条(代理人による取引の届出) (略)</p> <p>第 23 条(法定代理人の変更) (略)</p> <p>第 24 条(取引残高の通知) お客様が 15 歳に達した場合には、<u>お客様は法定代理人より未成年者口座及び課税未成年者口座に関する取引残高の通知を受けるものとします。</u></p> <p>第 25 条(未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示) お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等(未成年者口座への受入れである場合には、第 3 条第</p>

旧	新
<p>第 1 項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、<u>第 13 条</u>に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。</p> <p>第 25 条(基準年以降の手続き等) 基準年に達した場合には、当社はおお客様本人に<u>払出制限が解除された旨及び取引残高を通知</u>いたします。</p> <p>第 26 条(非課税口座のみなし開設) <u>2017 年から 2028 年までの各年</u>(その年 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年に限ります。)の 1 月 1 日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。 2 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において 18 歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書(租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座開設</p>	<p>1 項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、<u>第 14 条</u>に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。</p> <p>第 26 条(基準年以降の手続き等) 基準年に達した場合には、当社はおお客様本人に取引残高を通知いたします。</p> <p>第 27 条(非課税口座のみなし開設) <u>2024 年以後の各年</u>(その年 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年に限ります。)の 1 月 1 日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。 2 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において 18 歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書(租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座開設</p>

旧	新
<p>設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で<u>非課税上場株式等管理契約</u>(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)又は特定非課税累積投資契約(同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p>	<p>届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で特定非課税累積投資契約(同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p>
<p>第27条(本契約の解除) (中略) ⑤ お客様が出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日</p>	<p>第28条(本契約の解除) (中略) ⑤ お客様が出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日</p>
<p>第28条(未成年者口座内上場株式等の配当等の受領方法) (略)</p>	<p>第29条(未成年者口座内上場株式等の配当等の受領方法) (略)</p>
<p>第29条(通知の効力) (略)</p>	<p>第30条(通知の効力) (略)</p>
<p>第30条(合意管轄) (略)</p>	<p>第31条(合意管轄) (略)</p>
<p>第30条(約款の変更) (略)</p>	<p>第32条(約款の変更) (略)</p>

